

# 和島支所庁舎清涼飲料水自動販売機設置仕様書

## 1 貸付物件及び貸付条件

施設名	貸付箇所	貸付寸法	自動販売機 販売品目 (指定品目)	指定事項
和島支所庁舎	長岡市小島谷 3434 番地 4 情報ラウンジ通路内 (「自動販売機設置位置図」参照)	幅 1.8m 奥行 1.0m	清涼飲料水 (缶、ビン、ペッ トボトル)	自動販売機設置台数は1台のみ とします。 機種は、災害用機器とする(災 害発生時に自動販売機内の飲料を 取り出し、被災者等へ提供できる もの)。

※ 貸付寸法には、回収ボックス、電源接続部分及び放熱スペースを含むものとする。

※ 自動販売機及び、回収ボックス以外の設置物は、認めない。

※ 自動販売機の機種によっては、電源コードがコンセントの位置に届かない等の支障がある場合も考えられるため、必ず入札(応募)前に設置場所を確認すること。

## 2 貸付期間

令和7年3月22日から令和10年1月31日までの2年10月10日間

ただし、協議の上、貸付期間の終了後の最初の2年間に限り更新を認めることがある。(貸付料率は変更しません)。

なお、貸付期間満了の3カ月前に、長岡市へ更新の有無の意思表示をするものとする。

## 3 貸付料等

### (1) 貸付(月額)料

自動販売機に係わる毎月の売上金額に貸付料率を乗じて得た額(円未満切り捨て)と、貸付面積に対する当該年度の市有財産評価額に5/100を乗じ、月割りした額(円未満切り上げ)を足した額とし、消費税及び地方消費税を別途加算します(円未満切り捨て)。

市有財産評価額 × 5/100 × 貸付面積/総面積(m<sup>2</sup>) ÷ 12か月 = ①

当月売上金額 × 貸付料率(%) + ① = 当月貸付料

当月貸付料 + 当月貸付料 × 消費税率 = 当月納入額

### (2) 電気料

使用実績に基づき、毎月算出します。

### (3) 支払いの方法

長岡市が毎月発行する納入通知書により、指定する期日までに支払うものとする。

### (4) 借受人負担事項

ア 自動販売機の設置撤去及び契約解除時における原状回復

イ 自動販売機の維持管理に必要な経費

#### 4 売上金額等の確認

借受人は、長岡市の立会いのもと、各月の売上金額等を自動販売機のカウンターにより毎月20日以降月末までに確認し、その翌月10日までに北部地域事務所に報告すること。

#### 5 自動販売機の維持管理

- (1) 自動販売機の設置にあたり、「自動販売機の据付基準」(JIS 規格)及び「自動販売機据付基準」(耐震化技術研究会策定)を遵守した転倒防止措置を講じるものとする。また、「自販機堅牢化基準」(日本自動販売システム機械工業会作成)を遵守し、犯罪防止に努めること。
- (2) 商品補充や金銭管理等の維持管理は、借受人の責任において行うこと。
- (3) 販売する飲料の容器の種類に応じた使用済容器の回収ボックスを、原則として自動販売機横に設置し、適切に回収及びリサイクルすること。
- (4) 賞味期限に注意する等、販売品の衛生管理を徹底すること。
- (5) 自動販売機の故障、問合せ及び苦情については、借受人の責任において対応すること。また、自動販売機に、故障時等の連絡先を明記すること。

#### 6 禁止事項

以下のことを禁止する。

- (1) 貸付物件を指定用途以外の用途で使用する
- (2) 貸付物件を第三者に転貸し、又はそれに類似する行為をすること
- (3) 本件賃借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定すること
- (4) 酒類の販売を行うこと

※ 落札者が、維持管理について第三者に委託すること及び自動販売機自体をリース等により設置することは、禁止しない。

#### 7 その他

- (1) 長岡市が行う事業の執行、施設管理を行う上で必要な施設の閉鎖及び停電並びに災害発生等の影響による売上げの減少については、長岡市はその責を負わない。
- (2) 本使用に定めのない事項については、双方の協議により決定する。

#### 8 参考事項

##### 和島支所庁舎

##### ア 年間利用想定(令和6年度～)

長岡市行政窓口(和島支所・北部地域事務所)、わしまコミュニティセンター  
子育ての駅わしま、和島保健センター、和島村商工会

##### イ その他

市有財産評価額に5/100を乗じ、月割りした額2,113円(令和6年度参考)